

令和2年度 総合交付金 都市公園セーフティリニューアル事業
稲荷山公園複合滑り台更新工事に係る設計・施工公募型プロポーザル
審査委員会設置要領

(設置)

第1条 令和2年度 総合交付金 都市公園セーフティリニューアル事業 稲荷山公園複合滑り台更新工事に係る設計・施工公募型プロポーザル（以下「企画提案」という。）について公正かつ適正な審査及び評価を行うため、令和2年度 総合交付金 都市公園セーフティリニューアル事業 稲荷山公園複合滑り台更新工事に係る設計・施工公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 審査委員会は、業者からの企画提案について別に定める基準に基づき、審査及び評価を行うものとする。

(組織)

第3条 審査委員会は、次に掲げる委員6人で組織する。

非公表

2 委員は市長が選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から企画提案の審査及び評価の終了日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、または関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 審査委員会の会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 審査委員会の事務局は、佐久市建設部公園緑地課に置く。

(補足)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は令和2年7月3日から施行する。